千葉県立船橋古和釜高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 策定の趣旨

「いじめは人権侵害である」、「いじめは絶対に許されない行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)が成立した。本校は、同法第13条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係ることを内容とする「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)を本校の実情を踏まえて、具体的な行動場面を想定して策定する。また、策定に当たっては全教職員等から幅広く意見を聴取することはもちろん、保護者、地域住民等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、本校のいじめ防止に係る対策の全てにおいて、生徒の人権に配慮する。
- (2) いじめは「全ての生徒に関係し、どの生徒にも起こりうる問題」であることを全教職員が認識し、いじめ防止及び早期発見に取り組むことによって、生徒が安全に安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるように努める。
- (3)全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、全ての教育活動を通じて道徳教育及び人権教育を推進し、いじめが心身に及ぼす影響や問題について、生徒の理解を深めさせる。
- (4) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識する。いじめ問題への対応にあたっては、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないように、保護者、地域住民、県教育委員会等と連携して迅速かつ適切に対応する。

3 いじめの定義「いじめ防止対策推進法第二条第一項」抜粋

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的 関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの を含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生 徒の立場に立って行う。
- イ いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当 たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないように努める。
- ウいじめの認知は特定の教職員のみによることなく、本校の「生徒相談部会」を活用して行う。
- エ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- オ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢 理させられたりすることを意味する。喧嘩は除くが、外見的には喧嘩のように見えることでも、いじめ

られた生徒の感じる被害性に着眼して見極める。

- カ 例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいて、当該生徒がそのことを知らずにいる場合など、 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った 児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切な対応をする。
- キ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意 から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、 学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、 早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。
- ケ 加害・被害という二者関係だけでなく、所属する集団の構造上の問題 (無秩序性や閉塞性)、「観衆」 としてはやし立てたり、面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも 注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成に努める。

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) 留意点

生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

4 校内防止対策組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、生徒相談委員会内に「生徒相談部会」を設置する。「生徒相談部会」を週に1時間実施し、継続的に情報共有を行う。

(1) 組織の構成

生徒指導主事、各学年主任、生徒指導部生徒相談係、各学年教育相談担当教諭(各1名)、養護教諭、スクールカウンセラー

なお、いじめの疑いのある情報があった場合の緊急会議については、教頭、当該担任、当該部活動顧問等 が加わるものとする。

(2)組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録をする。また、情報は全教

職員と共有する。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、この部会を中核として、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者への連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 重大事態の場合

この組織を母体としつつ、学校基本方針「11 重大事態への対処」に基づき対応する。

5 未然防止の取組

集会やホームルームなどを通して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成する。

(1) 道徳教育・人権教育の推進

- ア 全教科において、「わかる授業」の実践の取組み、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし、「考え、 議論する」ことを意識した道徳教育、人権教育の推進を図り、「在り方・生き方」の指導と「自己を大切 に他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。
- イ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応として、情報モラルやサイバー犯罪等の講演会 を実施する。
- ウ 県学校ネットパトロールの実施についての情報提供及び注意喚起を行う。
- エ いじめに限らず、暴力・暴言などを学校内外から排除する指導を行い、生徒が安心できる居場所づくりに努める。
- オ 部活動において、勝利至上主義にならないように生徒の主体的活動の支援を行う。
- (2) ソーシャルスキルトレーニングによるコミュニケーション能力の育成
 - ア ソーシャルスキルトレーニングを3年間で計画的に実施し、コミュニケーション能力を向上させる。 イ ソーシャルスキルトレーニングにより人間関係トラブルに対応できる力を身につける。
- (3) 生徒・保護者への啓発活動
 - ア 年度始めに、全校生徒を対象に、いじめ防止についての講話等を実施する。
 - イ 保護者面談時にいじめに関する資料を配付して説明する。
 - ウ 「24時間子供SOSダイヤル」等の相談機関の周知徹底
 - エ 「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

(4) 職員研修会の実施

- ア 教育相談的手法の生徒指導研修会を実施する。
- イ 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることが ないよう、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。
- ウ 情報モラル、ネットいじめ対策研修を実施する。
- エ 発達障害を含む障害のある生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故避難生徒への対応研修を適宜実施し、適切な対応を行う。
- オ いじめに関する学校としての注意義務
 - ① 一般的な安全注意義務
 - ② いじめの本質を理解する義務

- ③ 生徒の動静把握義務
- ④ いじめの全容解明努力義務
- ⑤ いじめの防止措置義務
- ⑥ 保護者に対する報告・協議義務
- (5) 生徒会による自発的活動の支援
 - ア いじめ防止のための取組の提案
 - イ いのちを大切にするキャンペーンの実施

6 早期発見の具体的取組

- (1)「いじめアンケート調査」を年2回(6月・11月)に実施する。
 - ア いじめ行為の撲滅・抑止及び早期発見を目的とする。
 - イ 事前に、「いじめの定義」「いじめは人権侵害である」「事実関係の確認をする」等を説明して実施する。
 - ウ 内容は、目撃伝聞と直接被害についての確認とする。
 - エ 記名を原則とするが、希望者は無記名を可とする。
 - オ 調査用紙はその場で記入し、封入の上、担任が回収する。書きにくい場合は、後日担任に提出する。
- (2) 教育相談体制の整備を図り、生徒が相談しやすい環境づくりを構築する。問題の早期発見及び解決に努める。
- (3) 担任等による定期的な個別面談を行う。
- (4) 保護者面談時にいじめについての聞き取り確認を行う。
- (5) 電話連絡等によって保護者との日常的な連携を密にする(遅刻・早退・欠席連絡等)。
- (6) 日常的な生徒観察と情報共有に努める。
 - ア 生徒が示すささいな兆候・変化・シグナルを見逃さないように、ホームルーム・授業・休み時間・課 外活動など、全ての場面での生徒観察に努める。
 - イ 全教職員 (職員同志・養護教諭・スクールカウンセラー等) が連携し、それぞれの立場で気づいた生徒の変化や生徒の情報を共有するように努めるとともに、管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

7 相談・通報

- (1) 校内相談窓口
 - ア 生徒相談員の周知

年度当初及び長期休業前に、いじめ等の相談に係る生徒相談員の周知文書を発出する。

- (2) 外部相談窓口
 - ア 千葉県子どもと親のサポートセンター 相談専用フリーダイヤル0120-415-446
 - イ 24時間いじめ相談ダイヤル0570-0-78310
 - ウ 葛南教育事務所電話相談室 0 4 7-4 3 3-6 0 3 1

8 いじめを認知した場合の対応

- (1) 報告·連絡体制 ※文末参照
- (2) 事実確認は、原則二人以上の職員で行う。当該生徒との人間関係を鑑み、必要に応じて、養護教諭や同

性職員の配置などの配慮を行う。

- (3) 当事者だけでなく、学級や所属集団等の生徒からの情報を収集する。また、必要に応じて、保護者からの聴取を行う。
- (4)被害生徒保護の原則を重視して聴取を行う。また、個人情報の取扱いに留意する。
- (5) 関係生徒の保護者に連絡して理解と協力を得る。特に、被害生徒や通報者に圧力がかかることのないように配慮する。
- (6) 事実確認担当職員は、報告書を作成する。
- (7) 事実確認後、生徒相談部会において報告書をとりまとめ、事故の概要、警察及び関係機関への連絡・通報の要・不要、被害生徒・所属集団・保護者・加害生徒の対応等について整理検討する。
- (8) 生徒相談部会及び特別指導処置委員会において、加害生徒の行為が特別指導の措置に該当する場合は職員会議で慎重に審議する。

9 指導

- (1)被害生徒、助けようとした生徒の安全確保を最優先し、状況に応じて養護教諭やスクールカウンセラー 及び関係機関等との連携を図る。また、継続的な面談を行う。
- (2) 加害生徒については、自らの行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を構築することができるように 指導する。
- (3) 問題解決後は、生徒指導主事・担任・スクールカウンセラー等による継続的な面談を行い、必要に応じて養護教諭や教育相談係との連携を図る。いじめの状況により、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や懲戒処分、警察との連携による措置を含めた対応をする。
- (4) 当該生徒の所属集団において、全ての生徒が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係構築のための講義や集団内の話し合いを積極的に行う。
- (5)「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」についても組織的に指導を行う。

10 解消

- (1)「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、 日常的に注意深く観察する。
- (2) いじめをきっかけとして不登校に陥った生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。

11 重大事態への対処

- (1) 重大事態の基準
 - ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。
 - ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には迅速に調査する。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生 したものとして報告・調査をする。
- (2) 学校及び県教育委員会への報告、連絡
 - ア 学校内では、原則として以下のとおりに報告・連絡する。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

ただし、緊急時にはこの順序にかかわらず、臨機応変に対応する。

- イ 校長は県教育委員会学校安全保健課(電話043-223-4091)へ報告・連絡する。
- ウ 校長は、必要に応じて、警察等関係機関へ相談・通報する。特に、犯罪行為として取り扱われるべき と認められ、早期に警察に相談することが重要な事案、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が 生じるような事案の場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の 上、警察と連携し対応する。

(3) 緊急会議

生徒相談部会を緊急に招集して、具体的な調査方法や対応等を検討する。

- (4)調査結果
- ア いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査で明らかになった事実関係等の情報を適切に提供する。な お、関係者の個人情報には十分配慮する。
- イ 調査の経過と結果については、随時県教育委員会に報告する。
- (5) 県教育委員会が調査を行う場合は、県教育委員会の指示に基づき迅速かつ適切に当該事案に関する資料等の提出を行う。なお、その際も生徒相談部会を中心に組織的に対応する。

また、必要に応じて県教育委員会にスーパーバイザーの派遣を要請する。

12 公表・点検・評価

- (1) 学校基本方針はホームページ等で公表する。
- (2)「いじめアンケート調査」の結果及び対応に関して、「生徒相談部会」において分析を加えるとともに、いじめ問題への取組について、保護者・生徒・教職員による評価(学校評価項目に加える)を実施する。
- (3) 学校基本方針は、年度毎に「生徒相談部会」の活動の振り返りと(2) の評価結果を踏まえた見直しを行い、必要な修正を加えるものとする。

平成29年11月15日 改訂

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等の情報 情報を得た教職員 担任•学年主任等 教頭 校長 生徒指導担当 招集·指揮 生徒相談部会 保護者 報告•共通理解 適宜連絡 調查方針·分担決定 職 教 報告 員 報告 調査班編成 ・学校支援チーム 育 ・問題解決サポートチーム 会 事案の状況により、メンバーの決定 委 共通 •教育相談窓口 (学年主任・生徒指導部・担任・養護教諭等) 議 支援 員 理解 会 報告・事実関係の把握 指導方針の決定、指導体制の構成 对応班編成 事案の状況により、メンバーの決定 (学年主任・担任・部活動顧問・学年職員等) 学校だけで解決が 対応期による 困難な事案 連絡 いじめ解消に向けた指導 相談 支援 解消 警察 関係機関 継続指導 · 経過観察 (児童相談所等) 再発防止 未然防止活動